

## 那覇空港拡張整備に関する意見書

那覇空港は、航空輸送のほかに高速輸送手段がない離島県沖縄にとって、県民生活や経済活動を支える重要な施設であるとともに、沖縄県が目指すアジア・太平洋地域における国際交流・協力拠点形成を通じた持続的な振興発展に欠くことのできない中核施設であります。

那覇空港の現施設については、国と沖縄県が実施した「那覇空港の総合的な調査」において、2015年頃には航空旅客需要の増加に対応できないとされており、第2滑走路の早期整備が強く求められているところであります。

また、第2滑走路は、航空機事故などの際の代替機能確保の面からも非常に重要な施設となるものであります。

那覇空港の拡張整備については、去る12月15日に構想段階P I（パブリック・インボルブメント）がスタートし、新滑走路と現滑走路の離隔距離1,310m案と850m案の2案について、県民等の意見を募集しているところであります。

P Iの資料によると、1,310m案は850m案より工期が短く、事業費も安くなっており、また、長期展望においても、空港能力の向上のみならず、運用面や利便性の向上を最大限図ることができる案であります。

また、那覇空港の整備拡張については、地域の拠点的な空港として、国内航空ネットワークの充実や東アジア等の諸外国との直接交流を促進し、沖縄県が目指す観光客数1千万人の達成や国際物流関連産業の戦略的な展開などを視野に、沖縄の50年、100年先の将来発展をも展望しなければならないと考えるものであります。

さらに、那覇空港が所在する那覇市や近隣市町村の豊見城市、糸満市からも、航空機騒音の低減及び大嶺崎や瀬長島への影響等に対する懸念から、1,310m案を要望する意見が出されているところであります。

よって、那覇空港の整備拡張につきましては、下記の事項を実現されますよう強く要請致します。

### 記

1. 新滑走路と現滑走路の離隔距離を1,310m以上確保し、早期に整備すること。

2. 事業実施にあたっては、環境に十分配慮するとともに、漁業などへの影響にも十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月25日  
沖縄県読谷村議会

あて先

内閣総理大臣 国土交通大臣 財務大臣 沖縄及び北方対策担当大臣  
沖縄総合事務局長